

平成28年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成28年10月27日(木) 午前10時00分～10時20分
- 2 場 所 エコ計画浦和ビル 3階 西会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 齋藤 友之 会長 根本 淑枝 委員
池田 妙子 委員 松本 敏雄 委員
宇佐見 香代 委員 門真 宏治 委員
佐伯 鋼兵 委員 渡辺 浩志 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 理事兼総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 報道関係者 1名
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - ・ 支給月数について
 - ・ 改定時期について
- 6 議事の経過
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (3) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
 - (4) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - (5) 答申に向けた意見集約
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会

7 審議内容

- (1) 審議会の公開及び報道関係者1名の傍聴許可を決定
- (2) 市長への意見報告及び市長からの諮問についての報告
 - ・ 去る10月20日に市長への意見報告を行った。
 - ・ 意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引上げの改定を行うべき」との審議会の結論を報告した。
 - ・ 同日、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」改めて諮問があったので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

(3) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

①【事務局から配布資料について説明】

配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」

②【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 市長・副市長及び市議会議員の期末手当の支給月数は、国の指定職職員の支給月数を参考にして改定してきた経緯があるとのことだが、そもそも国の指定職職員とは具体的にはどのような職にある者のことを指すのか。
 - ⇒ いわゆる事務方のトップにある者を指し、一例を申し上げれば、事務次官、人事院事務総長、警察庁長官等がこれに該当する。
- ・ 国の指定職職員の支給月数を参考にするようになった経緯を教えてください。
 - ⇒ 市長・副市長及び市議会議員の期末手当は、さいたま市発足後しばらくの間、支給月数・算出方法とも一般職職員に準拠していた。その後、平成15年4月1日に政令指定都市に移行したことを契機として、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等全般について、他の政令指定都市との均衡を考慮した水準及び制度の見直しを行うべきとの機運が高まり、平成16年2月25日から5回にわたって特別職報酬等審議会が開催された。その結果、「期末手当については、一般職職員の支給方式に準拠した団体と、国の支給方式に準拠した団体とに二分される。本審議会としては、議員及び常勤特別職について、その職務の特殊性、責任を考慮し、国準拠方式への変更が妥当と判断する」と結論付けられ、平成16年4月28日付で市長に答申されるに至った。

この答申を踏まえ、平成16年7月1日から支給月数・算出方法を国の指定職職員に準拠したものに改めたことから、以降、国の指定職職員の支給月数を参考にすることになったものである。

なお、資料のP1にあるとおり、平成21年度以降は、国の指定職職員の支給月数に完全に準拠した改定が続いている。

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、市議会議員及び市長・副市長の期末手当について、引上げ幅及び改定時期をどのようにすべきか、委員の意見を聴取。

【主な意見】（欠席委員から事前に聴取した意見を含む）

- ・ これまで国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきた経緯があり、これと異なる判断基準によるべき特段の理由もないことから、引上げ幅は0.1月分、改定時期は本年12月からとするのが適当と考える。
- ・ 引き上げると決まった以上、引上げ幅は0.1月分、改定時期は本年12月からとすることに異論はない。

⇒ 引上げ幅を0.1月分、改定時期を本年12月からとすることについて、全委員の意見が一致

【その他の意見】（欠席委員から事前に聴取した意見を含む）

- ・ 限られた任期のなかで職務を遂行する、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬額等は、基本的には小刻みな額改定に馴染まないと考えているので、3年連続で引上げの答申をすることについて、もう少し中長期的な視点で改定できないものかという思いもある。

(4) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

引上げ幅は0.1月分、改定時期は本年12月からということで、全委員の意見が一致した。したがって、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、年間支給月数を0.1月分引上げて「3.25月」とする、改定時期は「平成28年12月1日」とする、という内容で答申書を作成することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。